

議案第 2 0 号

匝瑳市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

匝瑳市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

匝瑳市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年匝瑳市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「常勤の職員の員数」の次に「(市が設置する地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第5条中「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に、「当該地域包括支援センターの人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

匝差市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条～第3条 略 (職員の員数)			第1条～第3条 略 (職員の員数)		
第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(市が設置する地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。以下同じ。)			第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数		
2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。					
(職員の員数の例外)			(職員の員数の例外)		
第5条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによる。			第5条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによる。		
(1) ～ (3) 略			(1) ～ (3) 略		

附 則 略

附 則 略